

伊方原発広島裁判本訴第6回口頭弁論期日に緊急原告集会

委任状再提出事件を巡って説明と討論

===== 2017年7月3日 直ちに解禁

2017年7月3日（広島）：

伊方原発広島裁判の本訴訴訟（本訴）は、7月5日（水）に第6回口頭弁論期日を迎えるが、期日に先立ち7月5日午後1時から広島弁護士会館6階会議室において緊急原告集会を開く。緊急原告集会では「広島地裁委任状再提出事件」について説明討論を行う。

同原告団が6月18日に原告、応援団、支援者に配布した文書によれば、本訴広島地裁末永雅之裁判長は、本訴第2陣原告と第3陣原告に訴訟委任状の再提出を指示したという。このためすでに第1次提訴と第2次提訴は第3回口頭弁論期日で併合が完了していたところ、今回指示に伴い6月下旬に分離手続きを行っている。従って今回第6回口頭弁論期日では第1陣提訴66名の原告についてのみの審理となる。いったん受理した訴訟委任状の再提出を命ずるケースはきわめてまれという。

（添付：「原告団、応援団、支援者のみなさんへ 第2陣・第3陣原告訴訟委任状再提出事件について」参照のこと）

原告団は今回末永裁判長の指示に対してその理由が不透明として委任状再提出の措置を撤回するように弁護団を通じて協議を重ねたが、指示が訴訟指揮権の範囲内での措置であることが判明し、裁判の長期的観点及び裁判費用の観点から再提出に応じることに決定したものの。緊急集会では、堀江壯原告団長のあいさつに続いて、事務局から経過説明、弁護団から補足解説の後、質疑討論に入る。

当日は緊急集会の後、参集者全員で広島地裁へ行進したのち、期日の進行協議・口頭弁論に臨む。口頭弁論期日後、記者会見・報告会を同6階会議室で行う予定。

（添付：チラシ「本訴第6回口頭弁論期日、仮処分広島高裁抗告審第1回審尋期日」を参照のこと）

なお同裁判はチラシにあるとおり、7月12日に広島高裁において仮処分即時抗告第1回審尋期日（一般非公開）を迎える。 (丁)

問い合わせ先：伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail: [saiban\\_office@hiroshima-net.org](mailto:saiban_office@hiroshima-net.org)、 URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

**伊方原発広島裁判原告団・応援団**

過去は変えられないが未来は変えられる